

コンプライアンスの徹底

Nittoグループでは、法令順守に限らずあらゆるルールを守り、常に倫理的な判断を行うことを「コンプライアンス」と定義し、文化、習慣、地域の異なるすべての従業員に徹底するために、16言語で作成した「ビジネス行動ガイドライン」を配付しています。また、新規採用者には、入社時の基礎研修の中で人権の尊重とコンプライアンスについて教育しています。

さらに、管理職一人ひとりが指導者としてコンプライアンスを実践するために毎年、管理職CSRワークショップを開催しています。2014年度は19か国で計166回のワークショップを開催、2,290人の管理職が参加しました。



ベトナムでのCSRワークショップ

Nitto営業拠点の人権啓発

Nittoのすべての営業拠点では、2012年度より定期的に人権研修を実施しています。2014年度は計27回の研修に532名が参加。DVDなどの教材も活用して人権について理解を深め、グループ討議によって相手を尊重するコミュニケーション術を学びました。



グループ討議の様子(2014年11月17日名古屋支店にて)

企業倫理に関する通報システム

法令違反や倫理問題を早期に検出し対応するために、CSR統括部に直接報告・相談する窓口を「ビジネス行動ガイドライン」に記するとともに、第三者機関を介する通報システムも設けています。これらを通して、2014年度は労務・人権や不正に関して16件の通報があり、通報者を保護した上で解決を図りました。商法上、開示義務のある案件はありませんでした。

児童労働と強制労働の禁止

Nittoグループは、「ビジネス行動ガイドライン」に児童労働および強制労働の禁止を明記し、グループ全社に徹底しています。2014年度は、児童労働や強制労働に関する問題はありませんでした。

人権啓発活動

Nittoグループは「世界人権宣言」を支持し、「Nittoグループ人権基本方針」を定めています。グループ全体で共通の課題に取り組む一方、国・地域特有の課題にも対処しています。

例えば、日本では2004年から大阪同和・人権問題企業連絡会に参加しています。また、中央人権啓発推進委員会のもと各拠点・グループ会社に担当者を置いて人権啓発を行っています。

米国の人権啓発

日東電工オートモーティブ7社と日東アメリカスでは、毎年、全従業員を対象に人権研修を実施しています。受講者は1時間半にわたり、職場ではどのような行為が差別、ハラスメント、暴力、いじめと見なされるのかを学びます。

また、日東電工アメリカは、入社時はもちろん、全従業員が2年ごとにハラスメントといじめに関するオンライン教育を受けることを義務付けています。特にハラスメント防止に力を入れており、一般職のプログラムが1時間であるのに対し管理職は2時間と倍になっています。